



河川管理者が施行する附帯工事の河川法許可について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成9年4月8日

河 第 2 6 号
平成9年4月8日

各 土 木 事 務 所 長 様
(維持管理課・工務第二課)

河 川 課 長

河川管理者が施行する附帯工事の河川法許可について（通知）

河川管理者が施行する附帯工事においても、附帯工事により工作物を取得することとなる者は、附帯工事が施行される前に河川法の規定に基づいて河川管理者に申請し、許可を受けなければなりません。近年施行後において許可申請がなされる事例が、多々見受けられます。

ついては、「河川附帯工事に関する事務取扱要領」（昭和59年4月鳥取県土木部河川課）を参考として、適正に処理されるようお願いいたします。

（参考）

・ 1 全訂河川管理の実務（抜粋）

附帯工事は、河川管理者が施行しても河川に関する許可が必要です

附帯工事は河川工事が原因して必要となったものですから、それぞれの施設の機能を維持させるための補償であり、この工事が完成したときには工事中の仮橋など撤去されるものを除いて、その殆どはそれぞれの施設の管理者に引渡されるものです。したがって、河川区域内における工作物の設置やそのための土地の占用など、河川法に定める種々の規制に関しては、その施設を取得することとなる者が、法の規定に基づいて河川管理者に申請し許可を受けなければなりません。このことは、一見河川管理者自らが工事を施行するものであり必要でないかとも考えられますが、附帯工事は本質的に河川工事と性格を異にしているもので、しかも附帯工事は必ずしも河川管理者が施行しなければならないものではなく、施行することができるものなのです。したがって、金銭決済によって施設の管理者が自ら施行することも可能であり、附帯工事を施行する河川管理者は補償を受ける者の工事代行的立場にあるものと解すべきです。

もっとも、法制上は必ずしも施設管理者の同意や申請がなければ河川管理者は附帯工事を施行することができないものとは限られていません。河川工事の公益上からの緊急性などから、現施設がすでに法の規定による許可を受けているものについては監督処分（法§75（2）、後で詳述）によって、許可等の内容を変更して附帯工事を施工することも可能ですが、実務的にはこのような処理を行った場合は、完成後の引継ぎや維持管理に問題を残すことが多いと考えられますので妥当な方法とはいえないでしょう。

附帯工事が道路法上の道路工事に該当する場合には、河川管理者の附帯工事としての施工権限と、道路管理者の道路法上の原因者工事の施行命令（道路法§22（1））とが競合する形となるので、河川附帯工事の適用が排除されています（道路法§22（2））。したがって、この場合は河川管理者は、道路管理者の原因者工事としての工事施行命令により処理することとなります。また、河川附帯工事が海岸保全施設に関するものや、地すべり防止工事である場合には、道路の場合と異なってそれぞれの原因者工事としての施行命令権を排除していますので、河川の附帯工事として処理することとなります（海岸法§16（2））、地すべり等防止法§14（2））。

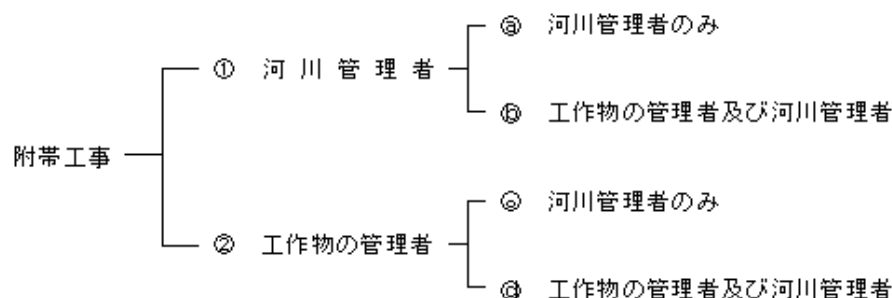
・ 2 河川附帯工事に関する事務取扱要領（抜粋）

1 事務取扱

河川改修事業の実施に際し、河川管理施設以外の工作物の移築又は改築が伴う場合、以下の方法により河川法及びその他関係法令の規定による許可の手続きを下記の事務処理上の区分により行うものとする。

なお、附帯工事に伴い取付護岸等の本工事が付随する場合は、河川法20条等が関係することもあるが、ケースバイケースにより対応するものとする。

(工事施行者) (費用負担者)



注意事項

- (1) 工作物の移設、改築を計画した場合、すみやかに工作物の管理者に通知すること。
 なお、工作物の管理者に負担がある場合には、施工時期を慎重に決定すること。
- (2) 回答の受理又は負担金等の協定については、工事発注前に進めるとともに、許可申請も同時に進めること。
- (3) 申請の内容が施工現場の状況変化により変わった場合は、申請内容の変更を行うこと。

2 事務手続手順

